富山県陸砂利採取計画認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、陸砂利採取計画認可の取扱いについて、砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「法」という。)、関係法令及び通達に定めがあるもののほか、農地及び環境保全と県内における骨材需要との調整を図ることにより、骨材資源を保護し、乱開発を防止するため必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出期日)

- 第2条 砂利の採取計画等に関する規則(昭和43年通商産業省令・建設省令第1号。以下「省令」という。)第3条第1項の規定により提出する申請書は、砂利採取(洗浄を含む。以下同じ。)に着手しようとする1か月前までに所轄土木センター(土木事務所)の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。
- 2 省令第4条第1項の規定により提出する変更認可申請書は、変更予定の10日前までに所長 に提出しなければならない。

(認可の対象)

- **第3条** 法第16条の認可の申請があった場合において、採取跡地の埋戻し、災害防止等を図る ため、申請者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 法第3条の登録を受け、かつ中小企業等協同組合法(昭和24年法律第 181号)又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づいて設立された組合(次号において「組合」という。)であること。
 - (2) 法律第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)で、採取跡地の埋戻し及び災害防止の履行について組合が保証したものであること。
 - (3) 砂利採取の過去の実績、資力、信用等から採取跡地の埋戻し及び災害防止について十分な能力があると知事が特に必要と認める砂利採取業者

(認可の条件)

- **第4条** 法第16条に基づく砂利採取計画の認可を受ける場合は、他に定める法令及び通達によるほか、原則として次に掲げる事項を満たしていなければならない。併せて、砂利採取及びこれに関連して第三者に損害を及ぼしたときは、認可を受けた砂利採取業者が誠意をもって解決に当たらなければならない。
 - (1) 周辺の生活環境が損なわれないこと。
 - (2) 採取跡地は逐次埋立てる計画があって採取認可の期間内に原状に復するための十分な 方策が講じられていること。
 - (3) 砂利採取及び埋戻しのための土砂等の運搬に伴う交通災害防止の配慮がなされていること。
 - (4) 埋戻しのための土砂等により農地、地下水等の汚染その他の影響を及ぼすおそれがないこと。
 - (5) 土地改良、道路、河川等の公共事業計画に支障を来たすおそれがないこと。 (その他)
- 第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和49年7月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。